

近組 2023-025 号

2023 年 10 月 17 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、裁量労働制の適用要件に合わせ、担当コマ数と出勤日数について再考せよ。

まず、貴法人は大学教員の担当授業コマ数のノルマ（最低コマ数）について規定がないことを認めているが、各部署（学部・学科・部門等）において、独自にノルマを定めて運用しているケースが散見される。部署ごとの特性やカリキュラム等を勘案し、独自にコマ数を定めることには合理的な側面もあるが、しかし裁量労働制導入以前に定めたコマ数を継続して運用することは適切ではない。ほとんどの教員は適用要件を満たせていないため、研究以外の業務の削減が喫緊の課題であるが、その一環として担当コマ数を削減できるよう、貴法人が各部署に通達・指導せよ。その際、減コマを希望する教員に対し、代講非常勤講師の雇用や不開講措置を認める基準を大幅に緩和せよ。

また、これとも関わるが、貴法人は週ごとの最低出勤日数についても定めていないが、部署によっては出勤日数を定め、場合によっては授業のない日にも出勤を強制しているケースも見受けられる。大学教員の業務（特に研究や社会貢献活動）は、大学だけで行うものではなく、裁量労働制導入以前から業務を行う場所について教員の裁量は大きかった。しかし、部署がさしたる根拠もなく定めた最低出勤日数と帳尻を合わせるためだけに出勤を強要することは、大学教員の業務への深刻な理解不足であり、そこに起因する研究業務への支障についてどのように考えているのか。裁量労働制を導入した現在、こうした運用の理不尽さは、より明白である。

10 月 26 日の団交の際に回答せよ。

以上